

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
調整方針(案)	1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
上水道事業	当初認可年月日 昭和11年9月 変更認可年月日 平成15年3月24日 計画給水人口 45,000 人 計画一日最大給水量 28,200 m3 一日最大給水量 21,859 m3 香川用水の割合 54.80 % 自己水源の割合 45.20 % 主な水道施設 茂木浄水場(1日平均) 8,685 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 石綿セメント管 鋼管 鋳鉄管 総延長 334,077 m 会計 観音寺市水道事業会計	当初認可年月日 昭和46年3月15日 変更認可年月日 平成15年3月24日 計画給水人口 12,500 人 計画一日最大給水量 6,800 m3 一日最大給水量 5,017 m3 香川用水の割合 68.73 % 自己水源の割合 31.27 % 主な水道施設 第1水源地 200 m3/日 第2水源地 200 m3/日 下林浄水場 1,600 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 総延長 88,278 m 会計 大野原町水道事業会計	当初認可年月日 昭和27年7月1日 変更認可年月日 平成9年3月21日 計画給水人口 8,500 人 計画一日最大給水量 6,500 m3 一日最大給水量 4,452 m3 香川用水の割合 53.00 % 自己水源の割合 47.00 % 主な水道施設 一の宮浄水場 1,694 m3/日 配水管 種類 ダクタイル鋳鉄管 硬質塩化ビニール管 総延長 60,598 m 会計 豊浜町水道事業会計				

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
調整方針(案)	2 簡易水道事業については、現行のとおり引き継ぐ。						
区分	観音寺市	大野原町			豊浜町		
簡易水道	_____	田野々地区簡易水道 当初認可年月日 昭和54年5月19日 変更認可年月日 平成一年一月一日 計画給水人口 270 人 計画一日最大給水量 70 m3 一日最大給水量 60 m3 主な水道施設 田野々浄水場 70 m3/日 配水管 種類 硬質塩化ビニール管 総延長 88,278 m 会計 田野々地区簡易水道事業特別会計			_____		

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

水道料金	観音寺市				大野原町				豊浜町									
	用途	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金	用途	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金	口径	基本料金	基本料金	超過水量	超過料金			
一般用	10立方メートルまで	1,390円	10立方メートルを超え	210円	10立方メートルまで	1,700円	1立方メートル	1立方メートルあたり	210円	200立方メートルまで	13mm	5m3以下	1,000円	200m3まで	170円			
			30立方メートルを超え	230円							20mm	5m3以下	1,900円					
			50立方メートルを超え	250円							25mm	10m3以下	2,300円					
	(ただし、8立方メートルまで)	1,250円	200立方メートルを超え	100円	30mm	10m3以下	3,600円											
			湯屋用	200立方メートルまで	7,000円	200立方メートルを超えるもの	100円	40mm	10m3以下		4,200円							
			工業用	200立方メートルまで	27,600円	200立方メートルを超えるもの	290円	50mm	10m3以下		6,200円							
	船舶用	1立方メートルにつき	330円			200立方メートルまで	30,000円	1,000立方メートル	1立方メートルあたり		210円	75mm	10m3以下			12,400円	200m3を超える	200円
				80立方メートルまで	11,900円													
	臨時用	10立方メートルにつき	3,300円	10立方メートルを超え	330円	10立方メートルまで	2,000円	1立方メートル	1立方メートルあたり		220円	会場用等						
				私設消火栓演習用	1回(使用時間5分間以内)につき													

附記1 基本水量の定めのあるものは、その使用水量が、基本水量に満たない場合でも基本料金を徴収する。
2 会場用等は、自治会場、消防屯所、墓地、その他をいう。

田野々地区簡易水道については、大野原町水道事業給水条例を適用

備考
1 臨時用とは、建設工事、興行その他短期間、臨時に水道を使用する場合をいう。

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

加入分担金	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	口径	金額	口径	金額	口径	金額
	13ミリメートル	45,000 円	13ミリメートル	30,000 円	13ミリメートル	30,000 円
	20ミリメートル	90,000 円	20ミリメートル	60,000 円	20ミリメートル	60,000 円
	25ミリメートル	135,000 円	25ミリメートル	90,000 円	25ミリメートル	90,000 円
	30ミリメートル	247,000 円	30ミリメートル	150,000 円	30ミリメートル	150,000 円
	40ミリメートル	450,000 円	40ミリメートル	300,000 円	40ミリメートル	300,000 円
	50ミリメートル	6,750,000 円	50ミリメートル	600,000 円	50ミリメートル	450,000 円
	75ミリメートル	18,000,000 円	75ミリメートル	1,500,000 円	75ミリメートル	1,050,000 円
	100ミリメートル	3,375,000 円	100ミリメートル	円	100ミリメートル	2,000,000 円
	100ミリメートルを超えるもの	メーターの口径の断面積及び通水量に応じて市長が別に定める額	100ミリメートルを超えるもの		100ミリメートルを超えるもの	

メーター使用料	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	口径	金額	口径	金額	口径	金額
	13ミリメートル	円	13ミリメートル	100 円	13ミリメートル	100 円
	20ミリメートル	円	20ミリメートル	200 円	20ミリメートル	150 円
	25ミリメートル	円	25ミリメートル	230 円	25ミリメートル	250 円
	30ミリメートル	円	30ミリメートル	340 円	30ミリメートル	350 円
	40ミリメートル	円	40ミリメートル	430 円	40ミリメートル	500 円
	50ミリメートル	円	50ミリメートル	1,060 円	50ミリメートル	1,700 円
	75ミリメートル	円	75ミリメートル	2,560 円	75ミリメートル	2,700 円
	100ミリメートル	円	100ミリメートル	円	100ミリメートル	5,000 円

調整方針(案) 3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

手 数 料	観音寺市	大野原町	豊浜町																									
設計審査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 築</th> <th>増 築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,100円/1件</td> <td>700円/1件</td> </tr> </tbody> </table>	新 築	増 築	1,100円/1件	700円/1件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5,000円/1件</div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>新 築</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,400円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>12,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>18,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	新 築	そ の 他	13mm	1,200円	600円	20mm	2,400円	1,200円	25mm	3,600円	1,800円	30mm	6,000円	3,000円	40mm	12,000円	6,000円	50mm以上	18,000円	9,000円
新 築	増 築																											
1,100円/1件	700円/1件																											
口 径	新 築	そ の 他																										
13mm	1,200円	600円																										
20mm	2,400円	1,200円																										
25mm	3,600円	1,800円																										
30mm	6,000円	3,000円																										
40mm	12,000円	6,000円																										
50mm以上	18,000円	9,000円																										
竣工検査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 築</th> <th>増 築</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,900円/1件</td> <td>1,300円/1件</td> </tr> </tbody> </table>	新 築	増 築	1,900円/1件	1,300円/1件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">5,000円/1件</div>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>新 築</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,400円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,600円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>6,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>12,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>18,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table>	口 径	新 築	そ の 他	13mm	1,200円	600円	20mm	2,400円	1,200円	25mm	3,600円	1,800円	30mm	6,000円	3,000円	40mm	12,000円	6,000円	50mm以上	18,000円	9,000円
新 築	増 築																											
1,900円/1件	1,300円/1件																											
口 径	新 築	そ の 他																										
13mm	1,200円	600円																										
20mm	2,400円	1,200円																										
25mm	3,600円	1,800円																										
30mm	6,000円	3,000円																										
40mm	12,000円	6,000円																										
50mm以上	18,000円	9,000円																										
再開栓手数料	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">—</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3,000円/1件</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3,000円/1件 (臨時用開栓含む)</div>																									

各市町水道料金(消費税抜き)

一般用 13

使用水量	0~8(5)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
観音寺	1,250	1,390	1,600	1,810	2,020	2,230	2,440	2,650	2,860	3,070	3,280	3,490	3,700
大野原	1,800	1,800	2,010	2,220	2,430	2,640	2,850	3,060	3,270	3,480	3,690	3,900	4,110
豊浜	1,100	1,600	1,770	1,940	2,110	2,280	2,450	2,620	2,790	2,960	3,130	3,300	3,470
使用水量	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
観音寺	3,910	4,120	4,330	4,540	4,750	4,960	5,170	5,380	5,590	5,820	6,050	6,280	6,510
大野原	4,320	4,530	4,740	4,950	5,160	5,370	5,580	5,790	6,000	6,210	6,420	6,630	6,840
豊浜	3,640	3,810	3,980	4,150	4,320	4,490	4,660	4,830	5,000	5,170	5,340	5,510	5,680
使用水量	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
観音寺	6,740	6,970	7,200	7,430	7,660	7,890	8,120	8,350	8,580	8,810	9,040	9,270	9,500
大野原	7,050	7,260	7,470	7,680	7,890	8,100	8,310	8,520	8,730	8,940	9,150	9,360	9,570
豊浜	5,850	6,020	6,190	6,360	6,530	6,700	6,870	7,040	7,210	7,380	7,550	7,720	7,890
使用水量	48	49	50	60	70	80	90	100	200				
観音寺	9,730	9,960	10,190	12,690	15,190	17,690	20,190	22,690	47,690				
大野原	9,780	9,990	10,200	12,300	14,400	16,500	18,600	20,700	41,700				
豊浜	8,060	8,230	8,400	10,100	11,800	13,500	15,200	16,900	33,900				

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	-------

関係法令

公営企業法(抜粋)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- (1) 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(料 金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

(債 務)

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事

業及び水道用水供給事業を営営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

(供給規定)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- (2) 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

協定項目番号	23 - 15	合併協定項目	各種事務事業(上水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	-------

関係法令

地方財政法(抜粋)

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。

先進地事例

団体名	合併期日	調整方針
周南市 (山口県)	H15.4.21	<p>上水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 <p>簡易水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
四国中央市 (愛媛県)	H16.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。 2 簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。
志摩地域 合併協議会 (三重県)	H16.10.1 (志摩市)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道事業計画については、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。 2 新市の水道料金については、料金格差が著しく大きいため、不均一料金とする。平成17年4月から3年間は各町の現行どおりの料金体系で運営し、4年目に見直しを行い、平成22年4月から統一を図る。 3 加入分担金は、合併後も当分の間、現行どおりとし随時調整する。 4 水道料金の賦課徴収事務については、料金の徴収及び減免措置等を合併までに調整する。また、集金人体制についても合併までに調整する。 5 開発行為等に伴う水道施設等については、合併までに調整する。
砺波市・庄川町 合併協議会 (富山県)	H16.11.1 (砺波市)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 水道事業については、安全で安定的に、かつ低廉な生活用水等を供給するため、引き続き、計画的に事業の促進を図るとともに、水道施設の適切な維持管理に努めるものとする。 (2) 水道事業計画については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 (3) 水道使用料及び加入金(分岐負担金)については、それぞれ現行のまま新市に引き継ぎ、漸次調整する。 (4) 水道会計については、合併時に統合するものとする。 (5) その他の水道事務事業のうち、差異のあるものについては、一体性の確保の観点から、新市において速やかに調整するものとする。 (6) 工業用水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。